

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策 「緊急政策パッケージ(第2弾・第3弾)」

市では、新型コロナウイルス感染症の総合対策を「緊急政策パッケージ」として進めています。今回は、緊急政策パッケージ第1弾に続き実施している緊急政策パッケージ第2弾・第3弾について、主な内容をご案内します。

**緊急政策パッケージ
第2弾 [5月22日発表]** **総 額 約4.2億円**



- I 子どもと生活の支援 2億8,273万円
- II 地域経済の支援 1億3,000万円
- III 感染拡大の防止と医療体制の充実 1,187万円

**緊急政策パッケージ
第3弾 [6月16日発表]** **総 額 約2.8億円**



- I 子どもと生活の支援 9,300万円
- II 地域経済の支援 1億8,000万円
- III 感染拡大の防止とアフターコロナへの対策 330万円

I 子どもと生活の支援

国民健康保険税の市独自の減免制度の拡充等

問合先 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

●国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯等に対し、市独自の制度を加えて国民健康保険税を減免します。詳細は、7月中旬に発送予定の令和2年度国民健康保険税納税通知書でお知らせします。

●傷病手当金の支給

国民健康保険加入者のうち勤務先から給与の支給を受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合、一定の要件を満たした場合に限り、その就労できなかった期間、傷病手当金を支給します。(就労できなかった期間に給与と休業補償を受けることができる人には、傷病手当金は支給しません。)
※手続き方法や支給要件など詳しくは、市民課国民健康保険グループへお問い合わせください。

全児童生徒への1人1台タブレットの実現

問合先 教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ(☎84-5077)

義務教育段階からICTを活用することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を行うため、小・中学生に1人1台のタブレット端末を整備します。

小・中学校の給食時等における感染防止対策の徹底

問合先 教育委員会事務局教育総務課施設・保健給食グループ(☎84-5073)

小・中学校の児童生徒・教職員用の卓上シールド、教職員用のフェイスシールド等を購入し、授業や給食時に使用しています。

放課後児童クラブにおける感染防止対策の徹底

問合先 子ども未来課子育てサポートグループ(☎96-8822)

放課後児童クラブが感染防止対策物品を購入するための補助等を行います。
※市長、副市長、教育長並びに議員の期末手当減額分を財源として活用します。

模擬授業動画の制作

問合先 教育委員会事務局学校教育課教育支援グループ(☎84-5076)

学校再開後に、授業が行われなかった期間分の社会見学等の学習を効率的かつ効果的に行えるよう、オリジナル学習教材を制作します。

亀山版/特別定額給付金制度「はぐくみ」の創設

問合先 地域福祉課福祉総務グループ(☎84-3311)

国の特別定額給付金の対象とならない、令和2年4月28日～令和3年3月31日までに生まれた子どものいる子育て世帯に対し、出生児1人につき10万円を支給します。

※詳しくは、広報かめやま8月1日号でご案内します。

ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給

問合先 子ども未来課子育てサポートグループ(☎96-8822)

子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯における子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当を受給する世帯等に、臨時特別給付金を支給します。

給付額

基本給付:児童扶養手当受給世帯等1世帯あたり5万円(第2子以降1人につき3万円)

追加給付:収入が減少した児童扶養手当受給世帯等1世帯あたり5万円

申請手続

基本給付:原則として、申請不要

追加給付:定例の現況確認時(8月)などに、収入が減少している旨を申請

支給時期・方法

基本給付:8月ごろ、一括して令和2年6月分の児童扶養手当支給口座に振り込み

追加給付:申請内容確認後、随時、児童扶養手当支給口座に振り込み

※詳しくは、広報かめやま8月1日号でご案内します。

亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」の発行

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活を支援するため、全市民が購入可能な1万円の購入額で1万3千円分が利用できる(プレミアム率30%)市内限定のプレミアム付商品券を発行します。(発行数5万冊、9月販売・利用開始予定)

※詳しくは、広報かめやま8月1日号でご案内します。

II 地域経済の支援

亀山版/持続化給付金制度「けいぞく」の創設

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

国が支給する「持続化給付金」の対象とならない市内の中小企業者、小規模企業者等に対し、市独自の給付金を支給します。

給付額 法人:30万円

個人事業者:10万円

対象要件 次のすべてに該当すること

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月の間において1カ月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している月(以下「対象月」という。)がある。
- ②直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の売上げに12を乗じて得た額を差し引いた額が、法人は30万円以上、個人事業者は10万円以上である。
- ③令和元年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある。

申請期間 令和3年1月15日(金)まで(当日消印有効)

申請方法 申請書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて産業振興課商工業・地域交通グループへ申請してください。提出書類について詳しくは、電話でお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/soshiki/sanken/sansin/shokogyo/docs/2020052600117/>

対象者 次のすべてに該当する事業者

- ①法人:市内に本店、支店または営業所があること
個人事業者:市内に住所地があること
 - ②中小企業者、小規模企業者、フリーランスを含む個人事業者であること
 - ③確定申告等を行っていること
- ※1事業者につき申請は1回限り

対象者の範囲

業 種	資本金	従業員数
製造業・その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	50人以下

※資本金、従業員数のいずれかを満たす場合が対象になります。



休業要請に対する協力金の交付

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

県の新型コロナウイルス感染症拡大阻止に係る休業要請に協力いただいた中小企業・小規模企業等に対する協力金の1/2を負担します。(県の申請受付は終了しています。)

亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」の発行(再掲)

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

市内の経済活動の回復を図るため、消費喚起を促し、売上げが減少した市内事業者への支援を行う、市内限定のプレミアム付商品券を発行します。「TAKERU」(1万円分)が登録のある全店舗で、「たちばな」(3千円分)が登録のある小規模店舗で利用できます。

※詳しくは、広報かめやま8月1日号でご案内します。

※申請書の作成や添付書類に関するお問い合わせは、3つの密(密閉・密集・密接)を避ける観点から、まずは電話にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

III

感染拡大の防止と医療体制の充実 (緊急政策パッケージ第2弾)

感染拡大の防止とアフターコロナへの対策 (緊急政策パッケージ第3弾)

市立医療センターへのPCR外来検査センターの設置等 問合先 市立医療センター病院総務課医事グループ(☎83-0990)

市立医療センターに、PCR検査用の検体を採取するための「亀山地域外来検査センター」を設置するとともに、人工呼吸器等の医療機器を購入します。

「WHO健康都市/免疫力アップ大作戦」の展開 問合先 長寿健康課健康づくりグループ(☎84-3316)

免疫力を向上させる取り組みを啓発するため、食材や食事、レシピの紹介、屋内でできる運動の紹介を掲載したリーフレットを作成し、全戸配布を行います。

災害時における避難所の感染防止対策の強化 問合先 防災安全課防災安全グループ(☎84-5035)

指定避難所の運営において必要となる感染防護衣、段ボールパーティション等を購入します。

医師会等との連携による感染防止の啓発の強化 問合先 長寿健康課健康づくりグループ(☎84-3316)

亀山医師会等と連携し、感染防止の取り組みを啓発するチラシを作成し、全戸配布を行います。

医療資材等の確保 問合先 長寿健康課健康づくりグループ(☎84-3316) 地域福祉課福祉総務グループ(☎84-3311)

住民接種に必要なワクチンを保管するための薬用冷蔵ショーケースや、亀山市社会福祉協議会へ支給する衛生用消耗品等を購入します。

図書館における感染防止対策 問合先 市立図書館(☎82-0542)

書籍を経由した感染を防ぐためのブックシャワー・ライブラリーグローブを購入するほか、学習室内での感染を防ぐための換気扇等を設置します。

消防における感染症患者の移送・搬送に係る救急資材の充実 問合先 消防本部消防総務課総務・消防団グループ(☎82-9491)

市立医療センターにおける「亀山地域外来検査センター」の開設に伴い、感染の疑いのある患者の移送・搬送に万全を期すとともに、感染第2波に備えるため、救急隊員の感染防護衣を購入します。

都市部への情報発信力の強化 問合先 都市整備課住まい推進グループ(☎84-5038)

アフターコロナを見据え、首都圏等から地方回帰の動きが見込まれることから、首都圏に効果的なPRや移住希望者へのサポート等を行う「移住・交流促進アドバイザー」を配置し、移住に関する情報発信の強化を図ります。

**特別定額給付金(1人当たり10万円)は
対象者の約95%へ支給が完了しています** (6月22日時点)

申請書がお手元に届かない人などがみえたら、問合先までご連絡ください。

問合先 新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト・チーム(☎84-3336)

**申請締切
8月19日(水)まで**

申請はお早めに

亀山エール飯チャレンジ事業実施中!

新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ第1弾の1つとして、5月から市内飲食店を支援する「亀山エール飯チャレンジ事業」を実施しています。参加店舗はのぼり旗が目印で、500円、1,000円のお得な商品などをテイクアウトできます。

この事業のほか、市内では「#亀山エール飯」、「おうちメシ」、「#亀山テイクアウト」などさまざまなプロジェクトが実施されていますので、スマートフォンやパソコンなどで検索してみてください。

参加店舗募集中

テイクアウト商品を3カ月以上販売する市内飲食店に、一律25万円の支援金を支給しています。7月15日(水)まで募集中。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

参加店舗の一覧は、
折込チラシや市ホーム
ページをご覧ください。



マスク着用による熱中症に注意しましょう!

新型コロナウイルスの感染予防が必要なこの夏は、例年より熱中症に注意することが必要です。「新しい生活様式」を踏まえた「熱中症を防ぐためのポイント」は、次のとおりです。

暑さを避けましょう

- エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整する
- 感染症予防のため、換気扇の使用や窓の開放によって換気をしつつ、エアコンの温度をこまめに調整する
- 暑い日や時間帯は無理をしない ●涼しい服装にする ●急に暑くなった日などは特に注意する

適宜マスクを外しましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスクの着用には注意する
- 屋外で人と十分な距離(2メートル)を確保できる場合は、マスクを外す
- マスクを着けているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分取った上で、適宜マスクを外して休憩する

こまめに水分補給しましょう

- のどが渇く前に水分補給する ●1日あたり1.2リットルを目安に飲む
- 大量に汗をかいたときは、塩分も摂る

日ごろから健康管理をしましょう

- 日ごろから体温測定や健康状態を確認する
- 体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養する

暑さに備えた体づくりをしましょう

- 暑くなり始めの時期から適度に運動する ●水分補給を忘れずに、無理のない範囲で運動する
- 毎日30分程度「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で運動する



無理のない範囲で毎日運動

一部の公共施設を再開しました

これまで閉鎖していた公共施設の一部を、次のとおり感染予防対策を講じた上で、7月1日に再開します。

◎再開する施設

- 西野公園体育館(トレーニング室・プール)
※プールの利用について7月31日までは亀山市民に限る
- 東野公園体育館(トレーニング室)
- 総合保健福祉センター「あいあい」(トレーニング室)
※利用時間は、当面の間、平日午前8時30分～午後5時15分まで(受付は午後4時30分まで)

◎主な感染予防対策

- 体調不良や発熱している人の来館自粛のお願い
- 利用者へのお願い
(運動時以外のマスクの着用・手洗い・手指の消毒)
- 「3つの密」の防止 ●消毒液の設置
- こまめな換気 ●着座位置の間隔保持

帰国者・接触者相談センター(鈴鹿保健所)の電話番号が変わりました

- 1 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等がある

相談



- 2 発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状がある
●学校や会社を休むなど、外出を控えよう
●毎日、体温測定して記録しましょう

4日続いたら
相談

高齢者、妊婦、糖尿病や心不全等の持病がある人などは、**すぐ相談**

◆帰国者・接触者相談センター(土・日曜日・祝日も対応)

三重県鈴鹿保健所 ☎059-392-5010

受付時間 午前9時～午後9時

三重県救急医療情報センター ☎059-229-1199

受付時間 午後9時～翌朝9時

※症状がこの基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

心配な症状が出たときの対応、一般的なお問い合わせについては、こちらへご相談ください。(受付時間:午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日も対応)

- 三重県医療保健部業務感染症対策課 ☎059-224-2339
- 厚生労働省相談窓口 ☎0120-565-653 (フリーダイヤル)

◎市ホームページで
関連情報を
掲載しています。
最新情報を
ご確認ください。

